

あなたのくらしの
あんしんのために

日常生活 自立支援 事業

大切な書類や通帳の
保管が心配

お財布を置いた場所が
わからなくなる

電気代や家賃の
支払いを忘れてしまう

福祉サービス
を利用したい



社会福祉協議会が
お手伝いします。



広げよう福祉の輪 つなげよう地域の輪

社会福祉法人

静岡市社会福祉協議会

あなたの暮らしの “安心”をお手伝いします。

日常生活自立支援事業は、日々の生活に支障がある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言、情報提供をおこない、選択、契約を支援します。

また、福祉サービスの利用料の支払いや、日常的な金銭管理、通帳・権利証など重要書類の預かりサービス、苦情解決制度の利用などの支援を通じて、利用者が地域で安心して自立した生活が送れるようにすることを目的としています。



日常生活自立支援事業のご利用にあたって

1 どのような人が利用できますか？

●市内在住の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方。

※認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

●利用者本人と社会福祉協議会との契約の内容について、判断ができる方。

※認知症や障害の重い方には、成年後見制度などの制度をご紹介します。

●在宅生活の方に限らず、病院に入院した場合や、福祉施設に入所している方も利用できます。



2 利用料はいくらですか？

ご相談や訪問調査、支援計画の作成は無料です。
契約締結後の援助については有料です。

サービス利用料	1回 …… 1,500円
書類預りサービス	基本利用料 …… 1年 3,000円
	貸し金庫利用料の実費 …… 1ヶ月 500円
	書類の出し入れ …… 1回 500円
生活保護受給世帯で書類預りサービス利用の場合は貸し金庫利用料の実費1ヶ月500円がかかります。	

よくある質問

Q. 買い物や家事などを手伝ってもらうことは出来ますか？

A. この事業ではお手伝いできません。介護保険の訪問介護(ホームヘルプ)サービス等を別途ご利用ください。手続きについては、ご相談に応じます。

Q. どのような人が訪問してくれるのですか？

A. 社会福祉協議会の職員が訪問します。「専門員」が、ご利用のご相談から支援計画の作成・管理までをお手伝いし、「生活支援員」がお宅に伺い実際のサービスを提供します。



3

どんなサービスがあるの？

福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

(1) 福祉サービスを安心して利用できるようお手伝いします。

- 福祉サービスに関する情報提供・助言
- 福祉サービスの利用・手続き援助
- 通知の確認などの援助
- 苦情解決制度の利用・手続き援助等

【できないこと】 施設などの入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除など

(2) 毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や手当などの受領確認と手続き
- 福祉サービス利用料の支払い
- 日常的な生活費に要する預貯金の払戻(取り扱う預貯金は50万円程度を目安としています)
- 税金、社会保険料、家賃、地代、公共料金、医療費などの支払い
- 日常生活に必要な預金の払戻、預け入れなどの手続き
- ご希望や状況に応じて、日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳・印鑑をお預かりすることができます。

【できないこと】 不動産や預貯金の資産運用など

(3) 大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

静岡市社会福祉協議会が契約している金融機関の貸し金庫に、大切な書類をお預かりいたします。

- 年金証書 ● 預貯金の通帳 ● 保険証書 ● 権利書 ● 契約書類
- 実印・銀行印 ● 印鑑登録証 ● その他、適当と認められる書類など

【できないもの】 貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など



Q. 契約ができない場合、その他のサービスはありますか？

A. 成年後見制度などをご紹介しますので、ご相談ください。

Q. 施設に入所していますが、サービスを利用できますか？

A. この事業は、在宅生活の方に限られるものではありません。病院等の入院患者、施設に入所している方も対象になります。



本事業は、利用者が自ら選択・決定していくことができるよう、利用者自身の自己決定を支援していくことを基本としていますが、日々の生活において、判断能力が十分でないために他者から権利侵害を受けやすい利用者を、地域の関係機関と連携し見守り・支援の仕組みを作っていくことによって、利用者の権利侵害を予防していくという視点ももっています。

4

サービスはどうしたら利用できますか？

まず、社会福祉協議会に連絡してください。専門員が訪問いたします。

相談の受付

まずは静岡市地域福祉権利擁護センターへご相談ください。

※各区の地域福祉権利擁護センターでも受け付けます。



訪問・打合せ

静岡市地域福祉権利擁護センターの専門員が訪問をしてお話をうかがいます。



支援計画の作成

ご本人のご希望などを確かめて支援計画を作ります。



契約締結 審査会

契約能力の確認が難しい場合

サービス開始

静岡市地域福祉権利擁護センターの生活支援員がお手伝いします。3ヶ月毎に専門員が支援計画がご本人に適しているかどうか確認におうかがいます。



契約

支援計画の内容でよければ、静岡市社会福祉協議会と契約します。



成年後見制度について

日常生活自立支援事業とは別の制度ですが、認知症の進んだ高齢の方や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方に対し、後見人等が財産の管理、身上配慮などを行なうことによってご本人を保護・支援する制度です。

成年後見制度には次の3類型があります。

区分	ご本人の判断能力	援助者	
後見	まったくない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	ご本人の判断能力が不十分になったときにそなえて、あらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。公正証書で契約します。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

- ◆ 申立ては原則として、本人が住んでいる地域の家庭裁判所に行います。
- ◆ 申立てができるのは、ご本人、配偶者などです。



お問い合わせ先

《成年後見制度について》

静岡家庭裁判所	〒420-8604 静岡市葵区城内町1-20 TEL/054-273-5454
静岡県弁護士会静岡支部 高齢者・障害者総合支援センター 運営委員会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 (静岡地方裁判所本庁構内) TEL/054-252-0008 FAX/054-252-7522
静岡県司法書士会 公益社団法人 成年後見センター ・リーガルサポート静岡支部	〒422-8062 静岡市駿河区稲川1-1-1 TEL/054-289-3700 FAX/054-289-3702
一般社団法人 静岡県社会福祉士会 成年後見支援センター ぱあとなあ静岡	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階 TEL 054-252-9877 FAX 054-252-0018

《任意後見制度（公正証書の作成）について》

静岡公証人合同役場	〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 安藤ビル3階 TEL/054-254-1234、054-252-8988 FAX/054-251-0944
------------------	--

日常生活自立支援事業に関するお問い合わせは
お近くの社会福祉協議会へ

静岡市社会福祉協議会



静岡市地域福祉権利擁護センター

〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号
静岡市中央福祉センター内
TEL.054-273-8090 FAX.054-273-8118
E-mail●kenriyogo@shizuoka-shakyo.or.jp



葵区 地域福祉推進センター

■地域福祉課

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号 静岡市地域福祉交流プラザ内
TEL.054-249-3183 FAX.054-209-0128
E-mail●aoi@shizuoka-shakyo.or.jp

駿河区 地域福祉推進センター

■地域福祉課

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡3番1号 静岡市南部図書館2階
静岡市地域福祉共生センター内
TEL.054-280-6150 FAX.054-286-9545
E-mail●suruga@shizuoka-shakyo.or.jp

清水区 地域福祉推進センター

■地域福祉課

〒424-0807 静岡市清水区宮代町1番1号 静岡市清水社会福祉会館はーとぴあ清水内
TEL.054-371-0292 FAX.054-367-2460
E-mail●shimizu@shizuoka-shakyo.or.jp